

医協ニュース

第18号

■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 第38回～第40回医協セミナーのご報告
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 人事労務管理サポート事業のご案内
- ☐ 生命保険料控除に関する税制改正について
- ☐ 2012医療用品カタログのご案内

医協セミナー（第38回）のご報告

●第38回（人事・労務シリーズ）

去る平成24年7月19日（木）午後6時30分より「第38回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて、人事・労務シリーズ「知っていて損のない人事労務のポイント～職員雇用のポイント・トラブル対処法～」と題し、医療機関の理事長、院長及び事務長の皆様を対象に、豊嶋社会保険労務士事務所所長の豊嶋正孝氏を招いて開催しました。

当日は24名の皆様にご参加いただき、労働法、社会保障の改正点、職員雇用のポイント、実例を交えた労務トラブルの対処法等について、ご講演いただきました。



医協セミナー（第39回）のご報告

●第39回（事業継承・廃業・リタイアプラン）

去る平成24年9月20日（木）午後6時30分より「第39回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて、事業継承・廃業・リタイアプラン「ドクターのライフステージとリスク対策～将来の事業継承や老後の備えなど、今後のライフプランはできていますか？～」と題し、医療機関の理事長、院長及び奥様を対象に、(株)リスクマネジメント・ラボラトリー仙台支店長の大友弘信氏を招いて開催しました。

当日は12名の皆様にご参加いただき、事業継承や老後の備え、リスク対策等について、ご講演いただきました。



医協セミナー（第40回）のご報告

●第40回（税務・会計・保険シリーズ）

去る平成24年10月25日（木）午後6時30分より「第40回 医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて、税務・会計・保険シリーズ「医業における確定申告のポイント！～12月末までに間に合う決算対策～」と題し、医療機関の理事長、院長及び事務長の皆様を対象に、石沢公認会計士事務所所長の石沢裕一氏を招いて開催しました。

当日は19名の皆様にご参加いただき、決算対策、税制改正のポイント等について、ご講演いただきました。



活動報告（各種会議）

1. 常務理事会

- (1) 第10回常務理事会 [平成24年7月25日(水)午後2時30分／宮城県医師会館]

2. 関係団体各種会議

全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成24年度第1回理事会 [平成24年10月7日(日)／東京都・全医協連会館]
(2) 第40回記念総会 [平成24年11月3日(土)／東京都・帝国ホテル]
(3) 平成24年度第1回福祉部会 [平成24年11月18日(日)／東京都・全医協連会館]

東北北海道医師協同組合協議会関係

- (1) 平成24年度事務研究会 [平成24年8月4日(土)／岩手県・佳松園]

人事労務管理サポート事業のご案内

本組合では、組合員の皆様の経営サポートを目的として、人事・労務面でのトラブル防止のために、社会保険労務士事務所と顧問契約し、相談窓口を設置しております。

組合員の皆様の経営サポートを目的とし、特に、人事・労務面でのトラブル防止のために、法的知識を再点検し、正しく理解して経営の安定化に向けた支援を行います。

相談窓口

医師協同組合に、相談窓口を設置します。

お申込みは、FAX (022-722-8242) 又はE-mail (iky@miyagi.med.or.jp) で常時お受けいたします。

回答は、社会保険労務士に確認のうえ、原則、書面でお返しいたします。微妙なニュアンス等で聞き取りが必要な場合には、社会保険労務士より直接ご連絡をさせていただきます。

相談料金

初期の相談につきましては、原則無料です。

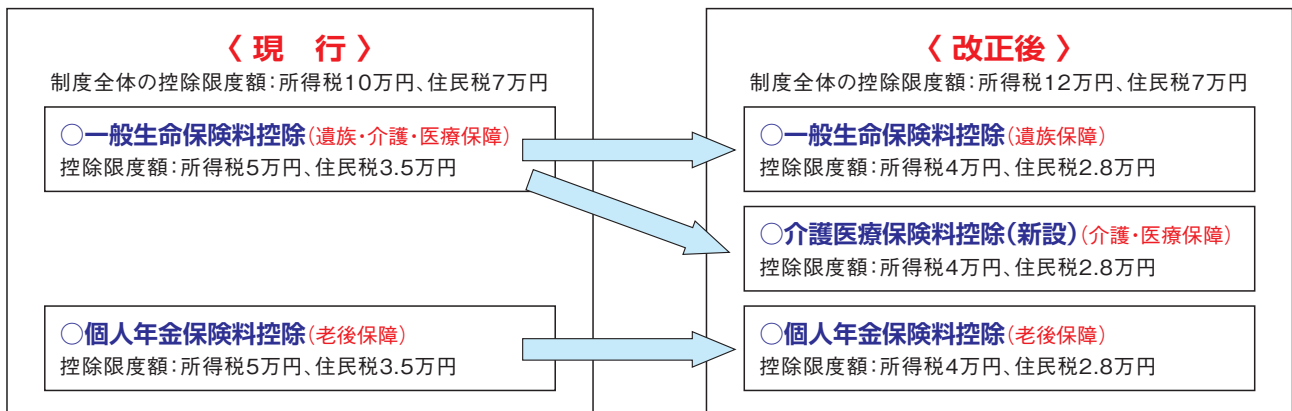
ただし、就業規則・各種規程の策定依頼等個別・具体的な案件については、社会保険労務士事務所との直接取引とさせていただきます。

生命保険料控除に関する税制改正について

平成24年1月から生命保険料控除制度が改正となり、現行の「一般生命保険料控除」とは別枠で、「介護医療保険料控除」が創設されます。これにより、従来、「一般生命保険料控除」の対象であった医療保険や所得補償保険などで、平成24年1月1日以降保険始期契約については、新たに創設された「介護医療保険料控除」の対象となります。

1. 改正の概要

- 現行の「一般生命保険料控除」とは別枠で「介護医療保険料控除」が創設され、「個人年金保険料控除」とあわせ、3つの控除からなる制度となります。
- 従来、医療保険や所得補償保険などの介護医療にかかる保険契約については「一般生命保険料控除」の対象でしたが、平成24年1月1日以降保険始期契約については、新たに創設された「介護医療保険料控除」の対象となります。
※ 従来、生命保険料だけで一般生命保険料控除の控除枠を使い切っていた場合でも、保険料控除制度改正後に契約した医療保険などがあれば、「介護医療保険料控除」としての新たな控除枠を利用できるようになります。
- 従来、所得税で5万円、住民税で3万5千円であった各保険料控除の控除限度額は、それぞれ所得税で4万円、住民税で2万8千円に変更となりますが、合計の控除限度額は所得税で12万円（従来は10万円）となります（住民税は従来どおり7万円のままです）。



(注) 旧制度において控除対象とされているが、一般・年金・介護医療の3つの分類に含まれない保険契約・特約等にかかる保険料は、新制度では控除対象外となります。

2. 実施時期

平成24年1月1日以降保険始期契約から、新制度が適用されます。

※ 平成23年12月31日以前保険始期契約については、平成24年以降も引き続き現行の一般生命保険料控除が適用され、更改後から新制度に移行します。

※ 現行制度と新制度の双方について、一般生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額は以下のとおりとなります（所得税の場合）。

- ・ 現行制度の控除額が4万円を超える場合は、現行制度の控除額がそのまま適用されます。
- ・ 現行制度の控除額が4万円を超えない場合は、現行制度での控除額と新制度での控除額を合計した額となります（ただし、4万円が限度となります）。

保険の整理をご希望の先生方へ

宮城県医師協同組合では先生方がご加入されている保険の一元管理ができますよう、加入保険の一覧表を作成する「保険証券一覧表作成サービス」（無料）を実施しております。ご希望の方は宮城県医師協同組合までご連絡ください。

2012医療用品カタログのご案内

2012医療用品カタログ MEDICAL SUPPLY GooDs のご案内

最新医療消耗品が断然安い!

組合員様に
大好評!

充実の
約12,000アイテム
を掲載!

2012 医療用品カタログ
MEDICAL SUPPLY
GooDs

比べてください! 12,000点!!
<http://msgoods.jp/>

24時間
FAX・WEBで
いつでも
簡単注文!

翌日配達!
平日(月~金曜)
正午12時までの
ご注文の場合

少ない単位でも
低価格!
大人気ブランド
多数掲載!

カタログ有効期間
2012年
5月18日 正午
~
2013年
5月20日 正午まで

まだご利用いただいたことのない先生も、この機会にぜひご利用下さい。

お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5 (宮城県医師会館内3階)
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp